

# 個人情報保護法・番号法の平成27年改正の意義と課題

長谷川 幸一

## Abstract

This paper mainly discusses the 2015 revision of the Personal Information Protection Act (Act No.57 of 2003) and the Use of Numbers to Identify a Specific Individual in the Administrative Procedure Act (Act No.27 of 2013 – ‘My Number’ Act). Due to the revision, business operators handling personal information, new articles on (i)classification of personal information (‘identifier’, ‘sensitive data’, ‘anonymized data’, etc.), and (ii)supervision over business operator handling personal information by ‘Personal Data Commissioner’ is added. In future, the revision will affect the handling of personal information in the administrative procedures of The State organs, Incorporated administrative agencies, etc., and Local governments. And due to the revision, the range of the use of ‘The Individual Number’ and the provision of ‘Specific Personal Information’ is expanded.

In this paper, I inspect the revised articles, point out its problems, and discuss the system of privacy laws that could be applicable to Japan.

キーワード……個人情報保護法 番号法 平成27年改正 2,000個問題

## 1 はじめに

2015年の第189回通常国会において、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案が上程され、自民党・民主党・公明党ほか提出した修正案とともに可決成立、同年9月9日に法律が公布された(平成27年法律第65号。以下「27年改正法」という。)

27年改正法により個人情報の保護に関する法律(平成15年法律59号。以下「基本法」という。)は12年ぶりの改正となった。この間、免許証等に記載された符号や番号は個人情報に該当するのか、外国の事業者が管理するSNS<sup>1)</sup>に自らが投稿した情報についての保護はどうなるのか、いわゆる名簿屋対策として何らかの規制が必要ではないかといった次元の異なる様々な疑問が指摘されたところだが、27年改正法はこれらに一定の道筋をつける内容となった。

また、27年改正法により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

る法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)も改正され、個人番号の利用範囲と特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の情報連携の範囲が拡大されることとなった。

公的機関の視点から注目すべき内容は、国の行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行個法」という。)の適用)、独立行政法人等<sup>2)</sup>(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号。以下「独個法」という。)の適用)の保有個人情報の取扱いの規制のあり方等について今後検討するとされたことである。27 年改正法により基本法が対峙した課題に行個法及び独個法(以下「行個法等」という。)がどのように向き合うかは地方公共団体の個人情報保護条例の規定にも影響を与え、いわゆる個人情報保護法制 2,000 個問題<sup>3)</sup>の行方を左右するはずである。

本稿は、このような問題意識から 27 年改正法の意義と課題について確認し、今後の個人情報保護法制がどうあるべきかを論じるものである<sup>4)</sup>。

## 2 個人情報保護法の一部改正

### 2-1 改正前の個人情報保護法の概要

基本法は、個人情報保護法制の総則部分(1 章-3 章)、個人情報取扱事業者(個人情報データベース等(特定の個人情報を検索しやすくするために整理、体系化をした事務処理システムや紙ファイル)を事業の用に供する者)の規制に関する部分(改正前の 4 章-6 章)とで構成されているが、個人情報取扱事業者の規制の主なものは次のとおりである。

まず、個人情報の定義は、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(識別性。一般人が特定の個人だと識別できるかで判断)、及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人の識別ができることとなるもの(容易照合性。当該情報を取り扱う事業者を基準として通常の業務における一般的な方法で照合できるかで判断。第三者に提供する場合は提供元において容易に照合できるかで判断)とされる(国の現行法における解釈<sup>5)</sup>)。

個人情報取扱事業者が個人情報を取得するに当たっては、本人からの取得が原則とされているのか規定上明らかではない。一方で、個人データ(個人情報データベース等を構成する個人情報)の第三者提供については本人の申出による第三者提供の停止(オプトアウト)の手続を担保した上で本人の同意がなくとも提供できる方式(オプトアウト方式)が認められている。

個人情報取扱事業者が保有する個人データについては、本人は開示、訂正、利用停止等の求めをすることができる規定されている。

基本法は、一次的には認定個人情報保護団体(分野ごとに主務大臣の認定を受けた個人情報取扱事業者が構成する団体)による業界の自主的な規制を期待する構成になっており、主務大臣は民間事業者に個人情報の取扱いについて報告の徴収、助言、勧告又は命令をすることができる

が、資料提出を命じ、又は立入調査を行う権限はない。

罰則は、主務大臣の命令違反、報告拒否、虚偽報告に対するもの等である。

## 2-2 個人情報保護法の改正内容<sup>6)</sup>

### (1) 今後の個人情報保護法制に係る検討(27年改正法附則12条)

27年改正法では、今後の個人情報保護法制について検討を行うことが規定された。

①政府は、27年改正法の施行日までに、国の行政機関、独立行政法人等の保有する個人情報の取扱いに関する規制のあり方について、これらが保有する個人情報を加工して得られる匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされた(1項)。

②政府は、27年改正法の施行後3年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新基本法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされた(3項)。

③政府は、新基本法の施行の状況、①の個人情報の取扱いに係る措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新基本法に規定する個人情報及び行個法等に規定する保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制のあり方について検討するものとされた(6項)。

[私見]①は、基本法、行個法等の規制の内容について調整を企図するものであり、③と合わせて基本法、行個法等の内容を同一の法律で規定する可能性も含んでいるものと考えられ、いずれも重要である(ただし③については、検討の期限が定められておらず、所要の措置を講ずるものとはされていないため、具体的な措置が先延ばしされる可能性がある。)。②は、基本法が3年ごとに見直されればその都度行個法等に影響することが考えられる。

なお、地方公共団体は行個法を参照して個人情報保護条例を定めていると考えられるため、①及び③の対応の如何では影響がある。

### (2) 目的(1条)

27年改正法では、目的規定中「個人情報の有用性」について、「新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現」を例示として加えた。

[私見]この改正は法的な意義に乏しいが、個人情報の利活用の方向性を示すものであるので、今後の個別事案への対応に当たり、基本理念(基本法3条。個人情報の適正な取扱いが図られなければならないとする規定)の意義が従来よりも高まることも考えられる。

なお、今後の行個法等の個人情報の取扱いのあり方等の検討には具体的な影響を与えないと考える。

### (3) 個人情報の定義、個人識別符号(2条1項、2項)

27年改正法では、個人情報の定義の範囲を拡大しないとしつつも、個人識別符号を規定した

(2項) <sup>7)</sup>。国会審議ではあくまで定義の明確化であると説明している <sup>8)</sup>が、改正後の個人情報の定義は、従来の定義の部分(識別性・容易照合性)及び個人識別符号として単独で個人情報に該当する部分で構成されている。個人識別符号は社会情勢に応じた速やかな対応ができるよう政令で定めることとしている(個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)ではない)。

国会審議では、個人識別符号に該当する基準として、本人との機密性(本人にアクセスできるか)、一意性(唯一無二で付番されているものか)、変更の容易性等を総合的に考慮すると説明され、これに該当するものとしては、個人番号<sup>9)</sup>、運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号、保険証番号等の公的機関が発行した識別子が想定されている。固定電話番号、携帯電話番号、クレジットカード番号、メールアドレス、サービス提供のための会員ID、携帯端末番号(端末自体に付番されている識別子)は該当しない。

国会審議では、携帯電話番号はそれ単体で本人と直接接触ができる識別子であることが指摘されたが、政府答弁では本人による番号変更が比較的容易で一般化していること、法人に携帯電話番号が割り当てられている場合があること等を理由に個人識別符号には該当しないとし、従来の個人情報として取り扱うべきものと説明された。固定電話番号は1の回線を家族、同居人と共有することが一般的であり、それ単体では特定の個人を識別できないため、個人識別符号には該当しないと説明された。

[私見]①携帯電話番号は、それ単体では特定の個人を識別できないものの、それを用いれば本人との直接接触ができる(本人との機密性の高い)情報であり、第三者からの直接接触で当該本人が感じる不安(自分が想定していない、望まない者からいつ接触があるかわからない等)の程度は相当高いと考えられる。このような特異な性質を持つ情報について基本法で個人識別符号とせず(つまり携帯電話番号単体では個人情報に該当しない)、従来の個人情報の定義(識別性・容易照合性)に該当するかで判断するのは、安定的な私生活の保護を欠くことになるものであるから、個人識別符号に位置付けることが必要と考える。

②個人識別符号の内容が政令という法形式で規定されることは、社会情勢に応じた速やかな対応が期待できる <sup>10)</sup>が、従来各分野で主務大臣が行ってきた個別対応を考えれば、各府省の意向が一致せず時宜に適った対応ができないことも考えられる。したがって、専門的知見を有する委員会が委員会規則で定めることもあり得たのではないか。

今後行個法等においても個人識別符号の規定が(実際は現行の行政実務を追う形で)設けられると思われるが、①について、国の行政機関では行政サービスを提供するために付番される識別子(運転免許証番号等)は特定の個人を識別する目的で利用される。今後行個法で個人識別符号が規定された場合、国の行政機関が保有する「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人の識別ができる情報」(照合性。容易さは問わない。)と識別子が紐付けされる事務については、(当該識別子が個人識別符号に該当しなくても)識別性・照合性のために従来から当該識別子単体で行個法の個人情報の定義に該当していたことが確認されるだろう。

#### (4) 要配慮個人情報(2条3項、17条2項、23条2項)

27年改正法では、センシティブ<sup>11)</sup>な個人情報の位置付けとして要配慮個人情報が類型に追加された。要配慮個人情報は、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報であり、取得については本人の同意によることが原則とされ(17条2項)、第三者提供についてオプトアウト方式によることはできないものとされた(23条2項)。

要配慮個人情報に類似の概念としては、個人情報保護条例における収集を原則禁止する個人情報<sup>12)</sup>(以下「収集禁止事項」という。)があるが、行個法等において採用されておらず、従来基本法においては主務大臣が定めるガイドラインにより規制が行われていた<sup>13)</sup>。

個人情報の保護に関する規定の一体的な規定の検討について、総務省の行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会の第15回(2015年7月17日)で配付された「資料1 行個法・独個法の改正に向けた考え方(検討案)」(以下「考え方検討案」という。)では、国の行政機関、独立行政法人等は、法律に基づく行政の適正な執行のために要配慮個人情報についても取得・利用する必要があること、オプトアウトが規定されていないこと、利用停止請求等に関する不服の申立ての制度が定着し、機能していること、制度所管大臣(総務大臣)による透明性確保の仕組みが円滑に施行されていること等から「公的部門においては、要配慮個人情報について、引き続き現行制度の厳格な運営を図ることにより適切に取り扱っていくことが基本となる(のではないか)。」<sup>14)</sup>との同研究会の考えが示されているところであり、行個法等で要配慮個人情報が新たな類型として設けられるとしても、基本法と同様の規制になるかは不透明である。

[私見]行個法等では、個人情報の収集については規定されておらず、「本人に対し、その利用目的を明示」(行個法4条、独個法4条)すれば足りることとされており、基本法で要配慮個人情報に該当することとされた個人情報の収集については弱い規制にとどまっている。一方で、オプトアウトが規定されていないため、これによる第三者提供はできないものとする。

したがって、基本法の規定を行個法等にそのままとり入れることはできないが、要配慮個人情報について、個人情報の収集には少なくとも本人収集の原則を導入するべきであると考えられる。またオプトアウトについて、国の行政機関、独立行政法人等においては安易に認めるべきではないと考える。法律に基づく行政の執行において第三者提供の例外が必要なのであれば、個別具体的に法律の規定で定めるべきである。

なお、地方公共団体においては、個人情報保護条例にオプトアウトが規定されていないにもかかわらず同様の運用をしている事例がある<sup>15)</sup>。個人情報保護条例では、制度運用について審議する附属機関の意見を聴いた上で個人情報の第三者提供ができる旨が規定されている場合が多く<sup>16)</sup>、これを法的根拠とすることができる。

要配慮個人情報の内容が政令という法形式で規定されることには、前述2-2(3)の個人識別符

号と同じ論点があろう。

#### (5) 個人情報データベース等(2 条 4 項)、個人情報取扱事業者(2 条 5 項)の範囲の変更

27 年改正法では、個人情報データベース等から「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める物を除く」こととなった。従来は、市販され、流通している電話帳、住宅地図、カーナビゲーションシステム等についても、保有していれば個人情報データベース等に該当するものとされていたが、これらについては(編集又は加工をしない限り)個人情報取扱事業者の該当を判断する特定個人の数には含まないこととされ、結果的に中小・零細の事業者が基本法の規制を受けない法律の構成となっていた<sup>17)</sup>。

また 27 年改正法では、個人情報取扱事業者の範囲を拡大した。従来、取り扱う個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数が過去 6 月のいずれの日に 5,000 を超えない者(個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)2 条柱書き)には基本法の規制が適用されなかったが、これが撤廃され、中小・零細の事業者や町内会、同窓会等の団体にも適用されることとなった。なお、中小・零細の事業者等が新基本法の規制の適用を受けることについては、委員会がガイドラインを策定するに当たり、これらの事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮することとされた(27 年改正法附則 11 条)。

[私見]これらの改正は、基本法の適用範囲を変更するものであるが、個人データを取り扱う事業者の規模の大小により基本法の規制の有無が決まることは本人にとっては不合理であるため、必要な改正であったと考える。政府においては今後中小・零細企業等においても個人情報の取扱いが適正に行われるよう、周知徹底を図る必要がある。

なお、今後の行個法等の個人情報の取扱いのあり方等の検討には影響を与えないと考える。

#### (6) 匿名加工情報、匿名加工情報取扱事業者(2 条 9 項、10 項、36 条-39 条)

27 年改正法では、個人情報を加工して特定の個人が識別できないようにしつつ、マーケティング等への利活用を可能にする目的で、匿名加工情報を新たな類型として規定した。

匿名加工情報は個人情報ではないものとされている。①作成するための加工は通常人の技術力等で個人情報に復元できない程度で足り、全ての技術的な可能性を排除する程度のものではないものとされる一方で、②加工の方法に関する情報の漏えいを防止する措置を講ずること、③作成した場合に公表すること、④本人を識別するために、加工の方法に関する情報を取得してはならないこと、また匿名加工情報を他の情報と照合してはならないこと、⑤作成した個人情報取扱事業者が第三者に提供するときはその旨を公表し、相手方に匿名加工情報であることを明示すること、⑥提供を受けた者(匿名加工情報取扱事業者)がさらに第三者に提供するときはその旨を公表し、相手方に匿名加工情報であることを明示すること等の規制がある。

高度の技術を用いれば特定の個人を識別できる可能性のある匿名加工情報であっても①の程度に達すれば個人情報ではないことになるが、②から⑥までの規制により安全管理を補強する法律構成となっている。不十分な加工により匿名加工情報から個人を識別した場合は、個人情報

報として扱われる。②から⑥までを遵守することが個人情報に該当しなくなる要件ではない。

公的部門の匿名加工情報のあり方について、考え方検討案では、「公的部門が保有する個人情報についても、匿名加工情報の仕組みを導入し、官民を通じて匿名加工情報の利活用を図っていくことにより、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することが期待されるのではないか」<sup>18)</sup>とした上で、「行個法・独個法への匿名加工情報の導入は、これらの法律による個人の権利利益の保護や行政の適正かつ円滑な運営に十分配慮して仕組みを検討する必要」<sup>19)</sup>があり、「公的部門に匿名加工情報の仕組みを導入する際には、行政機関等が保有する情報の民間利用等を推進するという観点とともに、行政の適正かつ円滑な運営等に支障が生じる情報が提供されないようにするという観点にも留意して仕組みを検討する必要」<sup>20)</sup>があると指摘している。

[私見]考え方検討案でも指摘されているが、公的機関が匿名加工情報を作成し、民間事業者に提供する場合の要件について十分な検討が必要と考える。どのような情報から匿名加工情報を作成できるのか<sup>21)</sup>(例えば、犯罪歴等のセンシティブな情報はどうか)、どのような場合に匿名加工情報の提供ができるのか<sup>22)</sup>、またどのような法的根拠で提供するのか、提供の相手方の範囲はどこまでか、提供先の匿名加工情報取扱事業者に対して④から⑥までの規制をどのように遵守させるのか<sup>23)</sup>は、いずれも見落とすことのできない論点であり、結論次第では国の行政機関、独立行政法人等に膨大な事務処理を強いることになる。

なお、匿名加工情報を行個法等で規定する場合は、引用している個人情報の定義が異なる。行個法等で採用する照合性、基本法で採用する容易照合性により個人情報の定義の範囲は異なるため、例えば①の個人情報に復元できない程度の加工基準に相違が生じると考えられる<sup>24)</sup>。照合性を採用する行個法等の個人情報ではより厳格な基準で匿名加工されることとなると思われるため、マーケティング等での利活用のメリットが失われるのではないか。また、提供先において基本法・行個法等に基づく匿名加工情報の取扱いで混乱が生じるのではないか。

したがって、行個法等での匿名加工情報の導入は慎重であるべきと考える。

#### (7) 利用目的変更の緩和(15条)

従来、「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。」こととされてきたが、27年改正法では「相当の」が削られ、個人情報取扱事業者が機動的に目的を変更することを解釈、運用上できるようになった。ただし、変更できる利用目的の範囲は本人が通常予期し得る限度内を想定している。国会審議では、例えば電力会社が顧客に省エネを促す目的で家庭内の機器ごとの電気使用状況を収集してその使用量等を分析し、顧客に提示をしていた場合と同じ情報を用いて家電制御技術の研究開発や、当該顧客の安否確認のサービスを行うことができるようになるとの説明がされている。変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲、具体例については、委員会のガイドライン等で今後明確化していくと説明されている。

[私見]「相当の」が削られたことをもって、利用目的の変更での本人の同意を得る原則が事実上放棄されるようになってはならない。委員会がガイドライン等により合理的な範囲等を明確化することになったが、これは今後の個人情報保護制度の運用を占うものであり、その責任は重大である。

なお行個法等では、「相当の関連性」、「関連性」の有無にかかわらず、「法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」(行個法 8 条 1 項、独個法 9 条 1 項)と規定されており、今後も維持されるべきものとする。

#### (8) 個人データ消去の努力義務(19 条)

27 年改正法では、個人情報を保有する目的がなくなった場合の消去の努力義務について規定された。従来、基本法では消去についての規定がなかった。努力義務とされたのは「例えば経理処理やデータベースの管理、破棄のスケジュール等、事業者ごとの様々な実務上の都合から、これを遅滞なく消去することが可能であるとは限らないという事情に配慮したものである。」<sup>25)</sup>

国会審議では、例えば、個人データについて特定した利用目的が達成され保有する合理的な理由が存在しなくなった場合、特定した利用目的が達成されなかったものの事業自体が中止になった場合、消去すべき場合として説明された。詳細な具体例は、委員会がガイドラインにおいて示すことが予定されている。

[私見]委員会がガイドライン等により消去の努力義務の内容を示していくこととされたが、その責任は重大である。

この改正について、行個法等には保有個人情報消去の努力義務の規定がないため、基本法の趣旨を踏まえて同様の規定を設ける必要があると考える。

なお、個人情報保護条例では消去義務について規定されている事例<sup>26)</sup>がある。

#### (9) 個人データの第三者提供に係るオプトアウト(23 条 2 項)

従来、オプトアウト方式では、個人情報取扱事業者において本人の求めにより第三者提供の停止することができる旨を本人に通知するか、本人が知り得る状態(ウェブサイトへの掲載等)に置けばよいものとされた。しかし、いわゆる名簿屋などの個人情報の第三者提供において、オプトアウト方式で行われていることを本人が知り得ない、また知ることができてもどのように停止の措置を求めればよいかわからないという実態があった。

27 年改正法では、①オプトアウト方式で行うには委員会が定める方法により公表することとされ、かつ、委員会への届出が義務付けられた。委員会は届出事項について公表することになっており、委員会のウェブサイトで一元的に行うこと等が予定されている。また、②本人に知らせるべき事項に個人情報取扱事業者が本人の求めを受け取る方法が加えられた。当該個人情報取扱事業者が行う第三者提供の停止の求めの方法が明示されることで、本人の求めの手続が確実性を増すことになる。

なお、要配慮個人情報についてオプトアウト方式によることができないことは、前述 2-2(4)のとおりである。

[私見]①について、オプトアウトの手続を標準化・客観化し、より容易に知り得る状態を確保することで本人の停止の求めの実行性を高めたことは、個人の権利利益の保護を一步進めるものと評価できる。②について、停止の求めを受け取らない不誠実な個人情報取扱事業者に対しては、法的にその是正を主張できることになるものとする。

この改正について、行個法等にはオプトアウトの規定がないため、これを導入しない限りで影響はない。

#### (10) 外国にある事業者への個人データの提供の制限(24条)

個人データの第三者提供について、その相手方が国外に存在する場合でも基本法が適用される。しかし、外国に個人データが移転されれば我が国の主権の範囲を越えるために法の執行が困難であり、人権保障や個人情報保護制度の整備が十分ではない外国においては個人の権利利益を侵害する形で個人データが取り扱われるおそれがあるとの指摘があった<sup>27)</sup>。

27年改正法では外国にある事業者への個人データの第三者提供について制限をかけている。これにより、外国にある事業者に個人データを提供する場合には、法令に基づく場合等を除くほか、本人の同意を取ることが必要となった。オプトアウト方式によることができないのはもちろん、委託先への個人データの提供、合併等による個人データの承継、特定の者間での個人データの共同利用は、本人の同意なく行うことができなくなる。ただし、①当該外国(本邦の域外にある国又は地域)が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として委員会規則で定める場合であるとき、②第三者提供を受ける当該事業者が個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者であるときは、この例外とされた。

[私見]基本法の規制は国内外に存在する事業者を区別しておらず、また個人データの提供を受けた外国の事業者が国外で基本法に違反する行為を行っても、我が国の主権の範囲を越えるために法の執行が困難な状況にある。わが国と同等程度の保護水準にある国若しくは地域、委員会規則で定める基準に該当する者であれば、法の執行ができなくとも同程度の個人データの保護を期待することができる。しかし、それ以外の国、地域、者では担保となるものがなく、そのためこれらへの個人データの提供に当たっては、原則に立ち返って、本人の同意を要することとしたと考えられる。

世界規模で大量の情報を容易に受け渡すことができる現在の状況においては、この改正は必要であったと考える。ただし、クラウドサービス<sup>28)</sup>のように利用者においてサーバマシンが設置されている地を知ることが容易ではない場合も考えられ、この規制に服すべきものかの判断に苦慮する可能性がある。

今後の行個法等の個人情報の取扱いのあり方等の検討について、国の行政機関、独立行政法人等においても、例えば保有個人情報を用いた統計処理等を外国に所在する事業者にも業務委託(再委託を含む。)をすることはあり得るから、基本法の趣旨を踏まえ、同様の規定を設ける必要があると考える。その際①、②については、個人情報取扱事業者と同一の規制によることが適当ではないか。

#### (11) 個人データの第三者提供に係る記録の作成等、確認等(25 条、26 条)

27 年改正法では、個人情報取扱事業者が個人データを第三者提供するときは、提供年月日、当該第三者の氏名等の記録を作成する義務を課している。この義務は、法令に基づく場合等の場合又は委託先への個人データの提供等の場合には適用されない(25 条 1 項ただし書)。なお例外として、外国にある事業者への個人データの提供の場合において、法令に基づく場合等は適用されないが、委託先への個人データの提供等の場合には義務が課される(25 条 1 項ただし書かつこ書の部分)。個人情報を取り扱う業務の委託について、国内と外国の事業者とで記録義務の対象が異なる。

また 27 年改正法では、個人情報取扱事業者が第三者から個人データの提供を受ける場合にも、当該第三者の氏名、住所等の確認、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認をし、その記録を作成する義務を課している。これらに例外はない。

これらは、個人データを提供する側、提供を受ける側に記録義務を課すことで、個人情報が流出した場合に追跡調査をできるようにするものである。国会審議では、記録の作成が必要になる場合の具体的な記録の作成方法、記載事項については委員会規則で定めると説明され、制定に当たっては事業者の負担に最大限配慮すると説明している。

[私見]これらの規定は、いわゆる名簿屋などが違法に個人データを収集すること、また名簿屋から違法に個人データの提供を受けることを規制しようとするもので、その趣旨には賛同するが、個人情報を膨大に取り扱う医療機関、金融機関等の個人情報取扱事業者においては個人データの第三者提供、第三者から個人データの提供を受けることが連日頻繁に行われており、これに係る記録の作成等、確認等の対応が実際にできるのか疑問である。

また、記録の作成方法について、国会審議では、関連会社に対する同一の事案についての複数回にわたる個人データの提供や同一の会社との間の反復継続する個人データの提供の場合には一定の期間内に特定の事業者との間での個人データの受け渡しを包括的に記録すれば足り、個別の受け渡しの記録までは求めないとか、ログや IP アドレス等の情報の分析、複数の情報の照合によって記録すべき事項が明らかになる場合にはその状態を保存しておけば足りることを含めて検討すると説明しており、現実には事件事故が発生した場合にこのような記録で個別に個人データの追跡調査が可能なのか疑問である。

これらの疑問にあわせ、国の行政機関、独立行政法人等が行う保有個人情報の第三者への提供は一定の公共目的が認められることを考えれば、記録の作成等の必要性は高くないと考える。

なお個人情報保護条例では、保有個人情報の第三者提供の概略を記録し、縦覧に供することとしている事例<sup>29)</sup>がある。

#### (12) 開示等の請求等(28条-34条)

従来、基本法では開示、訂正、利用停止等の求めについて規定されていたが、これらの求めは裁判上の請求権とは認められないとする裁判例<sup>30)</sup>があったが、27年改正法により明確に請求権として規定された。手続の具体的運用について変更点はない。

訴訟との関係では、開示等について訴えを提起するときは、まず開示等の請求を行わなければならないものとされた(請求の前置。34条1項)。

[私見]国会審議では、この改正は裁判上の権利として明確にしたものと説明されたが、請求権と位置付ける行個法等(基本法と同日に制定・公布されている。)の規定と比較すれば明らかのように、現行の基本法の規定ぶりから請求権であることを説明するのは無理があるため、必要な改正であったと考える。

基本法の規定を行個法等に合わせる方向での改正であり、個人情報保護法制における規定の一体化の動きのあらわれであると考ええる。

#### (13) 個人情報保護委員会(40条-46条、59条-74条)

27年改正法により、番号法に規定されていた特定個人情報保護委員会を改組し、民間事業者の個人情報に係る監督を行う「個人情報保護委員会」が設置された(個人番号、特定個人情報に係る監督等も従来どおり行う。)。主務官庁ごとの個人情報取扱事業者に対する権限の行使は委員会に一元化されることになった。

委員会は、個人情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者に対して個人情報、匿名加工情報の取扱いについて報告及び立入検査、指導及び助言、勧告及び命令を行うことができる。なお、委員会は、番号法による個人番号利用事務実施者(番号法2条12項)及び個人番号関係事務実施者(番号法2条13項)に対し、特定個人情報の取扱いについて指導及び助言、勧告及び命令、報告及び立入検査を行うことができる。

委員会は内閣府の外局として設置されるいわゆる三条委員会(内閣府設置法(平成11年法律第89号)49条3項)であり、独自権限が認められる組織の位置付けである(同法64条の表)。

所掌事務は、①個人情報の保護に関する基本方針(7条)の策定、②個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること、③認定個人情報保護団体に関すること、④特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること、⑤特定個人情報保護評価(特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)についての評価。後述3-1)に関すること、⑥個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること、⑦ ①から⑥までの事務を行うために必要な調査及び研究に関すること、⑧所掌事務に係る国際協力に関すること、⑨ ①から⑧までのほ

か法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務である(61 条)。

委員会は独自に規則を定めることができるものとされ、27年改正法による新基本法では取扱いの詳細について委員会規則に委任している事項が多い。重要な事項として、匿名加工情報の作成基準、外国にある事業者への個人データの提供の制限の例外、個人データの第三者提供に係る記録の作成等の方法等がある。

[私見]委員会は、番号法の事務については国の行政機関、独立行政法人等を監督権限があるが、行個法等に基づく個人情報の取扱いについては監督する権限がない(所管大臣は総務大臣)。民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等がかかわる医療等の分野において、監督官庁が異なることで個人情報の取扱いに相違が生じることは、個人情報保護法制2,000問題で指摘されているところである。

今後の行個法等の個人情報の取扱いのあり方等の検討においては、第三者機関として委員会が国の行政機関、独立行政法人等についても監督するべきである。

#### (14) 認定個人情報保護団体が定める個人情報保護指針(53 条)

従来、認定個人情報保護団体は主務大臣が認定していたが、27 年改正法では委員会が一元的に認定をすることとされた。

また従来、認定個人情報保護団体は個人情報保護指針を作成し、公表することが努力義務とされていたが、27 年改正法では消費者の意見を代表する者の意見を聴いて作成するよう努めるものとされ、また作成した場合は委員会に届け出なければならないこととされた。委員会は届出のあった指針を公表する。

[私見]この改正は、認定個人情報保護団体に業界内の自主規制において一層の役割を担わせることを企図しており、個人情報保護指針の策定に当たって消費者の意見を代表する者の意見を聴く努力義務についても、消費者保護のほか、業界内の自主規制の度合いを高めるものと考ええる。国会審議においては、匿名加工情報の加工基準について、業界内における基準の詳細を個人情報保護指針で定める必要があると説明されており、これも自主規制の度合いを高めるものとする。

なお、認定個人情報保護団体に関する規定は民間事業者の規制を対象とするものであり、今後の行個法等の個人情報の取扱いのあり方等の検討には影響を与えない。

#### (15) 法制上の措置等(6 条)、適用範囲(75 条)、外国執行当局への情報提供(78 条)

27 年改正法では、国際協力を意識した規定が置かれた。政府は「国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずる」ものとし(6 条)、それを具体化する規定として、「国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報をを用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても」基本法が適用されることとした(75 条)。また、委員会は「この法律

に相当する外国の法令を執行する外国の当局(…)に対し、その職務(この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。…)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる」(78条)こととされ、外国において基本法に違反する行為があった場合に外国執行当局と協力して対応することが規定された。

[私見]この改正によっても、我が国の主権の範囲を越える法の執行が困難であることにはかわりはないが、委員会が外国の個人情報保護の執行当局と協力することで、外国での個人情報又は匿名加工情報の取扱いであっても、基本法の趣旨に沿った保護を追求できる旨を規定したことは意義がある。

今後の行個法等の個人情報の取扱いのあり方等の検討において、行個法等にこれらの規定を設けるのであれば、外国の執行当局との折衝は委員会が一元的に当たるべきである。そのためにも、国の行政機関、独立行政法人等の個人情報の取扱いについて委員会による一元的な監督体制を構築するべきである。

#### (16) 罰則(82条-88条)

27年改正法で新たに設けられた罰則のうち、最も重要なものは、個人情報データベース等提供罪である(86条)。個人情報取扱事業者(その従業者についても同じ。)又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する規定が設けられた。国外犯についても適用される(86条)。

なお、行個法等については従来個人情報ファイル提供罪が規定されているところであり(行個法53条、独個法50条。個人情報ファイルは個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報データベース等に相当するもの)、その刑は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金とされている。

[私見]個人情報データベース等の不正な利益を図る目的での提供、盗用について罰則規定を設け、国外犯についても罰するとしたことは、基本法の規定を行個法等に合わせる方向での改正であり、個人情報保護法制における規定の一体化の動きのあらわれと考える。

### 3 番号法の一部改正

#### 3-1 番号法の概要

番号法の主な目的は、行政サービスを受ける本人を確実に識別し、当該行政サービスの提供に必要な情報を行政機関等の間で情報連携することである。そのため、住民基本台帳に記録されるすべての者に対し(悉皆性)、他と重複しない(唯一無二性)、生涯同一(利用期間の長期性)の番号を付番し、税、社会保障、防災及びこれらに類する分野において(利用範囲の広範性)個人番号の利用と特定個人情報の情報連携を行うこととした。

番号法では、個人番号を取り扱う形態により個人番号利用事務実施者(法律の規定により個人

番号を利用する事務を直接処理する者)と個人番号関係事務実施者(個人番号利用事務実施者に個人番号を記載した書類等を提出する者)とに区分され、個人番号の利用及び特定個人情報の情報連携は前者(業務の委託を受けた者を含む。)に限られている。

本人から個人番号の提示を受けるに当たっては本人確認を確実に行うこと、個人番号の利用は法律に規定された事務に限ること、特定個人情報の提供(情報連携)は法律に規定された事務に限ることとされている。また、事務の処理に当たって特定個人情報ファイルを作成するにはあらかじめ特定個人情報保護評価(特定個人情報ファイルについての「特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価」(番号法26条1項)をいう。)を行うことが義務付けられている。個人番号・特定個人情報の取扱いについては特定個人情報保護委員会(27年改正法で「個人情報保護委員会」に改組)が監督することとされている。

罰則については、個人番号、特定個人情報を取り扱う者に対する直罰等が規定されている。

なお、これらの基本的な内容について27年改正法による変更はない。

### 3-2 番号法の改正内容<sup>31)</sup>

(1) 生活保護等の事務に係る資産、収入の状況の報告を求めるための銀行等への個人番号の提供(19条1号)、個人番号による預貯金者等の情報管理(27年改正法附則14条、17条)及び今後の検討(27年改正法附則12条4項)

従来、例えば生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施(同法29条)等については都道府県知事等が個人番号を利用できることが規定されているが(番号法別表第1、15の項)、この改正により、本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるために、銀行その他の政令で定める者に対し当該本人の個人番号を提供することができることとされた。一方で、金融機関等は政令で定めるところにより預貯金者等の情報を個人番号で検索できる状態で管理しなければならないこととされた(27年改正法附則14条による地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正及び同附則17条による国税通則法(昭和37年法律第66号)の一部改正)。預貯金者が金融機関に個人番号を告知する義務はないものの、個人番号を用いて資産、収入の情報照会・の端緒を開いた。

政府は、この規定の施行後3年を目途として、貯金者等から適切に個人番号の提供を受ける方策及び改正後の番号法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとされた(27年改正法附則12条4項)。本人の告知がなくとも個人番号により預貯金等を管理するかを検討するものである。

[私見]これらの規定は、「行政分野におけるより公正な給付と負担の確保」(番号法1条)に合った内容だが、国会審議でも預貯金口座への個人番号の付番を警戒する質疑がされているところであり、今後本人の告知がなくとも個人番号を利用することとするのであれば、国民に対して丁寧な説明が必要であろう。

**(2) 地方公共団体の個人番号の独自利用事務に係る特定個人情報の情報連携(19条8号、26条)**

従来、地方公共団体においては、番号法別表第1で規定する事務以外の事務について条例で定めるところにより個人番号を利用できるとされていたが、当該条例の定めがあっても別表第2に規定されていない以上、特定個人情報の提供は認められていなかった。

27年改正法では、地方公共団体が個人番号を利用する事務として条例で規定したものについて、別表第2の範囲内で情報連携が認められる。具体的には、条例関係情報照会者(照会を行う地方公共団体の執行機関であって委員会規則で定める者)は、当該条例関係情報照会者が条例で規定した事務のうち委員会規則で定める事務に用いる場合において、政令に定めるところにより、条例関係情報提供者(当該事務の内容に応じて委員会規則で定める個人番号利用事務実施者)から委員会規則で定める特定個人情報の提供を受けることができる。この場合は、情報提供ネットワークシステムを用いて提供を行う(21条から25条までの規定が準用される。)

[私見]この改正により、地方公共団体の個人番号の独自利用事務についても情報連携の可能性が開け、一定の行政効率の向上が図られると考える。一方で、地方公共団体が行う情報連携の内容のばらつきを許容するものでもあり、国よりも個人番号によるマッチングの範囲を広げることになるから、実施については委員会において慎重な判断が必要になると思われる。

なお、地方公共団体の個人番号の独自利用事務に係る特定個人情報の提供を行いたい場合については、新番号法19条15号により委員会規則に定めることで可能であるとされる<sup>32)</sup>。この場合は別表第2の範囲に限らないと考えられるが、さらに慎重な判断が必要であろう。

**(3) 日本年金機構年金流出事件に伴い規定された特定個人情報ファイルを取り扱う事務の従事者への研修等(29条の2-29条の4)、日本年金機構に係る経過措置(附則3条の2)**

27年改正法では、2015年6月に公表された日本年金機構の年金情報流出事件を受けて、国の行政機関等において特定個人情報ファイルを取り扱う事務の従事者への研修を実施すること、委員会は国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構の保有する特定個人情報ファイルの取扱状況を定期的に検査すること、特定個人情報の漏えい等の重大事項が発生した場合には地方公共団体及び地方独立行政法人は委員会に報告することが規定された(参議院において同年8月に修正案として提出され可決)。

また、従来番号法で規定されていた日本年金機構による個人番号の利用及び特定個人情報の提供について、経過措置として、個人番号の利用は2017年5月31日までの間において政令で定める日までの間には行うことができないこと、特定個人情報の提供は2017年11月30日までの間において政令で定める日までの間には行うことができないことが規定された。

[私見]これらの改正は日本年金機構の不祥事に対する国民の不安を払拭するための措置であるが、このうち個人番号の利用延期については、その間住民票コードを用いて事務を処理することになるので、識別子の持つ影響力ということではあまり差異はないものと思われる。

**(4) 特定健診・保健指導に関する事務における個人番号の利用(別表第1)、職業安定法による職業**

紹介又は職業指導に関する事務における個人番号の利用(別表第1)、預金保険法、農水産業協同組合貯金保険法による預貯金等に係る債権の額の把握に関する事務における個人番号の利用(別表第1)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務における個人番号の利用(別表第1)及び特定個人情報の提供(別表第2)、予防接種に関する事務における特定個人情報の提供(別表第2)

27年改正法では、個人情報の利用の範囲、特定個人情報の情報連携の範囲について、次のように拡大された。

①特定健診・保健指導に関する事務、職業安定法(昭和22年法律第14号)による職業紹介、職業指導に関する事務において個人番号を利用できるとされた。

②預金保険機構、農水産業共同組合貯金保険機構の預貯金に係る債権の額を把握する事務において個人番号を利用できるとされた。これは本人から個人番号の告知を受けている場合で、金融機関の破たん等の法定の保険事故が起こったとき、又は激甚災害が発生したときに、預金者等に円滑に保険金の支払をできるようにするため、預金等に係る債権の把握に関する事務において個人番号を利用するものである。本人の告知に関する今後の検討については、前述3-2(1)のとおりである。

③特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)による賃貸住宅の管理に関する事務について、個人番号の利用と特定個人情報の提供ができることとされた。また、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務については個人番号の利用ができるものとされていたが(別表第1、10の項)、特定個人情報(接種履歴)の提供もできるものとされた。

[私見]これらの改正は個人番号の利用範囲、特定個人情報の情報連携の範囲を拡大するものだが、①及び③は社会保障、②は災害を目的とするもので、基本理念(番号法3条2項)に合致するもので、許容されるものと考えられる。

## 4 おわりに

### 4-1 27年改正法の意義と課題

ここまで見てきたとおり、27年改正法では個人情報の利活用と保護のバランスを図るために様々な改正が行われた。中でも、主務大臣が廃止され、委員会による一元的な監督体制が整えられたことは、個人情報取扱事業者に対する規制が巨視的には分野を横断して統一感をもって行われ、微視的には認定個人情報保護団体を通じて業界ごとにかきめ細やかに行われるものであり、その意義は一定あると考える。

一方27年改正法では、委員会に国の行政機関、独立行政法人等の個人情報の取扱いについて監督させることは規定されておらず、附則で今後検討する旨が規定されるにとどめられている。

また、総務省の行政機関等が保有するパーソナルデータに関する委員会「中間的な整理」その2(2015年1月30日)では、従来の個人情報の取扱いを前提に取りまとめが行われているところである。

個別の論点については項ごとに私見を述べたが、今後の個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等における個人情報の取扱いのあり方等の検討においては、国内で不揃いとなっている個人情報保護法制の調整を図る観点で行われるべきである。当面は個人情報等の定義の統一及び委員会による一元的な監督体制を、究極的には基本法、行個法等の規定を集約して一体的に規定することを目指すべきである。

## 4-2 地方公共団体を見据えた方策の必要性

地方公共団体が定める個人情報保護条例は、法律の規制の埒外となっている。しかし、私立、国立、独立行政法人立の医療機関、教育機関等が存在するように、地方公共団体が設置するこれらの機関も多く存在し、同じ問題を抱えているのである。今後目指すべき個人情報保護法制では、個人情報保護法制 2,000 個問題で指摘されたように、事業主体に適用される法律・条例が異なることで生じる弊害を解消していかなければならない。

我が国の個人情報保護制度の一角をなす地方公共団体においては、地方自治の本旨、地方分権改革の流れに沿いつつも、基本法、行個法等との調整を図るための具体的な方策が模索される必要があるのではないだろうか。

### <注>

- 1) Social Networking Service。特定又は不特定の他者との交流をウェブサイト上で可能にするオンラインサービス
- 2) 独個法 2 条 1 項に規定する独立行政法人等のこと。
- 3) 民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体において別個の法律・条例が適用されることで、これらの中で個人情報の取扱いに調整し難いばらつきが生じている問題のこと。鈴木正朝「番号の考え方と個人情報保護法改正の動向」『都市問題』2014 年 11 月号 98-100 頁。なお、都道府県、市区町村、広域連合のほか一部事務組合を含めると地方公共団体の数は 3,000 を超える。
- 4) なお本稿中で引用する条項数は、特に断りがなければ 27 年改正法による改正後の条項数である。
- 5) 内閣官房 IT 総合戦略室「第 7 回パーソナルデータに関する検討会配付資料 資料 1-2 「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務について(事務局案)<詳細編> 2014-4-16 」2 頁など
- 6) 27 年改正法案の国会審議については、衆議院の予算委員会第一分科会議録 1 号(2015 年 3 月 10 日)、内閣委員会議録 2 号(同月 25 日)、本会議録 19 号(同年 4 月 23 日)、同委員会議録 3 号(同月 24 日)、同 4 号(同年 5 月 8 日)、同 5 号(同月 13 日)、同 6 号(同月 15 日)、同 7 号(同月 20 日)、本会議録 26 号(同月 21 日)、参議院の内閣委員会議録 9 号(同月 26 日)、同 10 号(同月 28 日)、内閣委員会、財政金融委員会連合審査会議録 1 号(同年 6 月 2 日)、内閣委員会議録 11 号(同月 2 日)、同 12 号(同月 4 日)、同 21 号(同年 8 月 27 日)を参照、引用した。
- 7) 身体的特徴をデータ化したもの(1 号)とサービスの利用等に関し付番されるもの(2 号)がある。
- 8) 仮に明確化だとすれば、個人識別符号に該当する情報は従来から個人情報に該当することになる。
- 9) 番号法では個人番号単独で保護対象とされているが、基本法の個人情報の定義に該当することが必ずしも明確でなかった。
- 10) 日置巴美・板倉陽一郎『平成 27 年改正個人情報保護法の仕組み』(商事法務、2015 年)34 頁でも指摘されている。
- 11) 機微情報ともいわれる。「センシティブ情報とされているのは、一般に、思想、信教および信条に関する

- る個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報」。宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説 [第 4 版]』(ぎょうせい、2013 年)226 頁
- 12) 例えば、世田谷区個人情報保護条例(平成 4 年世田谷区条例第 2 号)7 条 1 項
  - 13) 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 12 月 24 日、平成 18 年 4 月 21 日改正、平成 22 年 9 月 17 日改正)に規定する遺伝情報など(4-5 頁)
  - 14) 考え方検討案 8 頁。原文中の下線は省略した。以下同様。
  - 15) 新潟県三条市の「逆手上げ方式による名簿調製」の事例。岡本正・山崎栄一・板倉洋一郎『自治体の個人情報保護と共有の実務—地域における災害対策・避難支援—』(ぎょうせい、2013 年)164-167 頁
  - 16) 例えば、新潟県個人情報保護条例(平成 17 年新潟県条例第 2 号)10 条 1 項 7 号
  - 17) 経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(平成 26 年 12 月 12 日厚生労働省・経済産業省告示第 4 号)4-7 頁に説明がある。
  - 18) 考え方検討案 9 頁
  - 19) 考え方検討案 10 頁
  - 20) 考え方検討案 11 頁
  - 21) 匿名加工情報の対象となる情報については、考え方検討案でも、「国の重大な利益に関する事項を記録するものや犯罪捜査等のために作成するものなど、匿名加工情報に加工したとしても存在自体を明らかにすることが適当でないものや、外部に知られることにより保有目的である本来の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある内容が記録されているもの(例: 税務調査等の調査や検査の手の内情報に係る記録項目)もある」(11 頁)ことを指摘している。
  - 22) 考え方検討案では、「行政機関等が匿名加工情報を提供する場合、当該行政機関等の所掌事務の範囲内の活動として行われなければならない」、「行政機関等は、民間事業者と異なり、営利を目的として匿名加工情報を提供するのではない」(10 頁)と指摘する一方で、「公的部門における匿名加工情報も、個人識別性・復元性の無い非・個人情報であれば、民間部門と同様に流通を制限する規定を置く必要は無いものと考えられる(のではないか)」(13 頁)、「個別事案に即した判断が必要であることに加え、民間部門においても事業者の取引や契約による経営上の判断に基づき提供の判断がなされることからすれば、行政機関等においても、匿名加工情報の提供の判断については、行政機関の長等の裁量による仕組みとすることが適当と考えられる」(13-14 頁)とも指摘している。
  - 23) 規制の担保については考え方検討案でも検討されている(22 頁)。
  - 24) 考え方検討案では「新個人情報保護法と行個法・独個法においては、元となる個人情報の範囲に違いはあるものの、作成された匿名加工情報については、新個人情報保護法の匿名加工情報が識別性・復元性のない情報とされ」「行個法・独個法も同様の考えによる仕組みをとれば、同じ範囲のものであると言えるのではないか」(11 頁)と指摘しているが、行個法等の個人情報への復元性があると認められる基準(匿名加工の基準)を容易に照合できる程度とすれば、照合性を採用する個人情報の定義と抵触するのではないか。
  - 25) 日置・板倉、前掲著書 72 頁
  - 26) 例えば、町田市個人情報保護条例(平成元年町田市条例第 5 号)10 条 2 項
  - 27) 鈴木正朝「他国への個人データ越境移転制限条項の検討—個人情報保護法改正の論点」ジュリ 1464 号 59-64 頁
  - 28) コンピュータ端末に保存されたデータやインストールされたソフトウェアを利用するのではなく、ネットワーク経由で利用できるようにするサービス。ネットワークに接続できれば場所を問わず利用することができる。サーバマシンの設置場所も問わない。
  - 29) 例えば、杉並区個人情報保護条例(昭和 61 年杉並区条例第 39 号)15 条 4 項、杉並区個人情報保護条例施行規則(昭和 62 年杉並区規則第 27 号)6 条、8 条
  - 30) 東京地判平成 19・6・27 判時 1978 号 27 頁。その理由として、裁判上の権利として開示を認めるとすれば、①基本法が定める当事者間の自主的な解決手段や主務大臣による紛争解決手段の規定が空文化すること、②個人情報取扱事業者が定める開示の求めを受け付ける方法、手数料の徴収に関する規定を適用する余地がなくなること、及び③保有個人データの開示の求めの規定(基本法 25 条 1 項)の標題は「開示」であり、開示請求権を有することを規定していないと説明された。開示の求めについての解説は、鈴木正朝「第 2 章 個人情報保護法とプライバシーの権利—「開示等の求め」の法的性質」堀部政男編『プライバシー・個人情報保護の新課題』(商事法務、2010 年)61-91 頁が詳細である。
  - 31) 解説として、本間貴明「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正について」『地方自治』2015 年 11 月号 13-25 頁がある。
  - 32) 宇賀克也『番号法の逐条解説』(有斐閣、2014 年)100 頁

主指導教員(鈴木正朝教授)、副指導教員(田村秀教授・今本啓介准教授)